

診療放射線技師教育における臨床実習のあり方に関する検討会の設置要望の経緯

平成26年6月20日に開催された、第59回全国診療放射線技師教育施設協議会において、学生間の超音波実習について、各校での実施状況に関する質問がありました。その際、倫理委員会に申請した後に超音波検査を実施しているなど各校から紹介等がありました。しかし、厚生労働省担当官より、非侵襲検査であるとはいえ、学生がプローブを人体に当てることは診療放射線技師法違反になる旨の発言があり、超音波検査については教育上その実施が必要不可欠であることから、今後の学内実習および臨床実習の在り方について多くの養成校から疑問と不安の声が寄せられました。

また、先般、神戸市所在のクリニックにて発生した診療放射線技師法違反事件において、X線撮影時の患者ポジショニングおよび撮影装置のセッティングについても撮影行為の一部であるとされました。臨床実習時の患者ポジショニング等も学生は国家資格を有していないことから、診療放射線技師法違反になるのではないかと心配する声が上がっております。養成校によっては臨床実習を見学に留めるところも出ていることから、本来の患者を対象とした臨床実習の目的が達成されず、将来の診療放射線技師の質の低下、また教育水準の低下を招くとの懸念が出ております。

このような経緯から、本会では医師教育や看護師教育などで既に協議されている「臨床実習の在り方に関する検討会」を設置し、卒前、卒後にわたる一貫した診療放射線技師養成体系の中で、卒前臨床教育の一貫としての臨床実習がいかにあるべきか、医療行為、診療の補助行為にかかわる実習の在り方について検討する必要があるとの結論に達しました。医師、歯科医師、看護師等と同様に、一定条件下で許容される基本的な臨床実習行為の水準を定め、臨床実習指導者の指導・監督の下に実施することで、患者のとの接触を通じて患者に対する責任感、および診療放射線技師としての価値観を高め、臨床実習の教育効果を高めることが可能なるものと考えます。

何卒ご検討いただきますようお願い致します。